

平成27年度第1回屋久島山岳部利用対策協議会会議議事録

日 時：平成27年4月24日（金）13：35～15：30
場 所：屋久島環境文化村センター レクチャー室

1 あいさつ 屋久島町長（屋久島山岳部利用対策協議会会長）

本日は、今年度初めての協議会を開催しましたところ、御多用中にもかかわらず、各機関の御出席をいただきましてありがとうございます。

今回の協議会では、屋久島山岳部保全募金の平成26年度の収支と今後の収支見込みの報告を行うとともに、屋久島山岳部保全募金の新たな入山協力金への移行について、御協議していただきたいと思っております。

会議は15時30分までを予定していますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

2 協議事項

- (1) 屋久島山岳部保全募金について
- (2) 屋久島山岳部保全募金の新たな入山協力金の移行について
- (3) その他

3 議事

(1) 屋久島山岳部保全募金について

(会長)

- ・ それでは、早速、協議事項に入りたいと思っております。協議事項（1）の「屋久島山岳部保全募金について」、県自然保護課より説明をお願いします。

(県自然保護課)

- ・ それではお手持ちの資料のP4になります。「屋久島山岳部保全募金」について、県自然保護課から説明させていただきます。まず、募金の収支について御説明します。平成26年度の収支ですが、募金総額は、20,751,219円となりました。支出経費ですが、23,727,896円。そのうち、し尿搬出経費は18,172,915円。その他経費として荒川登山口に配置している人件費等その他色々ありますが、その経費が5,554,981円となっています。単年度収支としては、2,976,677円の赤字となりました。ただし、前年度繰越額が5,982,793円ありましたので、H27年3月末残額3,006,116円。これが平成27年度に繰越額となっております。
- ・ 募金額の比較として、募金総額は、平成25年度よりも約34万円減ったところですが、特に大きく減ったところは、荒川登山口の業務員の方が募金を徴収しているが、こちらの方が約416万円減少しています。率でいくと25%ほど減少しています。非常に大きな減少となっております。あと荒川登山口、淀川登山口、島内の窓口については、平成25年度よりも若干金額は伸びています。それと企業等から大口募金をいただいているが、これについては、募金の状況が厳しいということで、屋久島町、県屋久島事務所の方で企業等にもお願いしていただき、その結果、平成25年度よりもかなり増えています。6,685,613円こちらの募金をいただいている。平成25年度よりも347万円ほど増加しています。トータルとしては、34万円ほどの減ということになっています。それと募金者数ですが、これは荒川登山口で業務員の方がカウントしている人数ですが、平成26年度については、67,322人ということで、平成25年度よりも3,734人ほど、約5%人数が減っています。募金をいただいた方が24,120人。収受率としては、35.8%となっています。これについては、平成25年度が46.4%と年々収受率が向上していたところですが、昨年度については、35.8%ということで、非常に低下したということになっています。
- ・ 搬出したし尿量と経費の比較ですが、平成26年度については、募金で支出した搬出量が11,120リットル。金額にいたしまして、18,172,915円となっています。かなり平成25年度よりもし尿の搬出量

及び搬出経費の方は増加しています。以上で P4 の説明は終わります。

- 引き続き P5 をお開きください。山岳部保全募金によるし尿の搬出状況を御説明しましたが、山岳部保全募金が非常に不足したということで、高塚、新高塚小屋のし尿をその他の方法で搬出しました。2月23日にガイド有志とし尿搬出業者の御協力をいただきまして、640L（新高塚小屋 600L，高塚小屋 40L）の無償搬出を行っていただいています。それと3月に屋久島町だいき基金 2,000 千円を活用し、1,200L（新高塚小屋 120L，高塚小屋 1,080L）を山岳部保全募金以外の手法で搬出しています。
- 続きまして、平成 27 年度の山岳部保全募金の見込みを御説明します。一番右端が平成 27 年度の計画となっています。今年度については、募金総額として 16,000 千円を計画しています。こちらの内訳については、荒川登山口でいただいている募金の考え方として、今年度の登山者数が昨年度よりも 5% ほど減るという見込みを立てていて、その結果 64,000 人。昨年度が 35.8% だったので、4 割の方から募金をいただく。結果として募金者数は 25,600 人になるが、こちらの方からいただくとして、募金額が 12,800 千円ほどになります。それと寄付金が 2,000 千円。あとその他の登山口等を含めて、トータル 16,000 千円ほどを募金総額として計画しています。対しまして、支出経費ですが、その他経費 5,500 千円。これは人件費とか他の必要な消耗品等の経費なので、この額については確実に必要となることから、こちらを固定して、あと昨年度からの繰越額 3,006 千円を使って、残りのその他経費を差し引いた経費と繰越額を合わせた金額がし尿搬出経費ということで、13,506 千円。よって単年度収支としては、3,006 千円の赤字ということで、年度末残高は 0 円ということで、非常に厳しい状況です。13,506 千円を使ってし尿を搬出してもすべてのし尿が搬出されるということではなく、今後、募金をどういう形で増やしていくかということをお今日の協議の中でも御議論していただきたい。
- 最後になりますが、参考ですが、各小屋ごとのし尿搬出単価の推移です。平成 26 年度と平成 27 年度については、若干 1 円単位で、高塚小屋と新高塚小屋の搬出の単価が変わっていますが、昨年度とほぼ同じというふうに考えていただいて結構かと思えます。これで県自然保護課から屋久島山岳部保全募金の説明は終わります。

(会長)

- ありがとうございます。平成 26 年度の山岳部保全募金の収支及び今後の収支見込みについての説明がなされました。ただいまの説明に対する御質問、御意見等につきましては、次の協議事項(2)の「屋久島山岳部保全募金の新たな入山協力金への移行について」の説明まで終わります。まとめてお受けして、協議したいと思しますので、御了承ください。

(2) 屋久島山岳部保全募金の新たな入山協力金の移行について

(会長)

- それでは、協議事項(2)の「屋久島山岳部保全募金の新たな入山協力金への移行について」です。前回(3月26日)の協議会において、屋久島観光協会ガイド部会から、新たな入山協力金の導入に当たり、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会の森林環境整備推進協力金との一元化ができないかどうか、レク森協議会に検討を依頼してほしいという御意見があり、文書で検討を依頼しました。そのことについては、昨日開催されたレク森協議会の臨時総会において協議されましたので、その結果について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

- お手元の資料 P6 をお開きください。平成 27 年 4 月 6 日付けで、「新たな入山協力金制度の導入に当たっての森林環境整備推進協力金との一元化について」、協議会会長名で発出しています。その内容については、一元化ということで、どこまで一元化できるかということでお尋ねしまして、まずは収納事務の一元化についてどうか、できるかどうかということでお尋ねしています。もし、収納事務が可能であれば会計の一元化について可能かどうか。3 番目には、1 (収納事務の一元化) と 2 (会計の一元化) が可能であれば、組織の一元化について可能かどうかについて、お尋ねをしています。そして 4 番目は、収納事務への協力についてということで、1 から 3 までは不可能な場合という形で、御検討をお願いしたところです。この検討については、昨日、臨時総会がございまして、レク森協議会でいろいろ御検討していただいたところではありますが、その結果については、1 から 3 までの一元化

についてはできないということでした。4 番目の収納事務への協力については、いろいろな形の収納事務はあるかと思いますが、これについては基本的に協力は可能であるということで、昨日、総会で決議されたところでございます。以上報告いたします。

(会長)

- ありがとうございます。次に、新たな入山協力金制度の導入に当たり、屋久島町から屋久島山岳部利用対策協議会に対して、検討の依頼がなされていますので、屋久島町環境政策課より説明をお願いします。

(屋久島町環境政策課)

- 3月26日の第4回山岳部利用対策協議会の方でも報告をさせていただきましたが、屋久島町入島税等検討会議において、新たな入山協力金制度の基本的な考えを決定しました。その旨については御報告をさせていただきました。併せてこの入山協力金の導入に当たりまして、具体的な制度の検討や関係者との調整については、この山岳部利用対策協議会の方で検討いただきたいということも決定しているところです。本日はこれを踏まえまして、具体的な検討事項について、改めて文書として整理して提出させていただいたところでもあります。
- この入山協力金制度については、平成28年度に導入を予定しています。この導入に当たりましては、周知の期間や条例の作成を予定しているので、この手続き等も勘案して、山岳部利用対策協議会の皆様におかれましては、平成27年8月中旬までに次に示します検討事項について、検討いただきたいというふうに考えています。
- 検討事項については3点ございまして、この現在行われている屋久島山岳部保全募金を新たな入山協力金制度に移行してほしいということです。2点目がレク森の協力金をはじめ、車両運行対策協議会で運営している協力金等の協力金制度の一元化について検討、調整していただきたい。3点目はこの新たな入山協力金制度の具体的な検討について、技術的な面であったり、事務的なことなどを含めて詳細な検討をしていただきたいというふうに考えています。その内容については、(1)(具体的な使途)から(9)(その他)までとなっており、すべてを網羅しておりませんが、御検討いただきたいと思っています。なお、資料の裏面には、前回の会議でお配りをしていましたが、入島税等検討会議で決定いたしました基本的な考えを目的から名称、収納方法等も含めて、決定した内容はこちらに記載してありますので、この基本的な考えに基づいて御検討いただきたいというふうに考えています。どうぞよろしくをお願いします。

(会長)

- それでは、協議事項(1)の「屋久島山岳部保全募金について」及び協議事項(2)の「屋久島山岳部保全募金の新たな入山協力金への移行について」のそれぞれの説明に対し、何か御質問、御意見等があれば、出していただきたいと思います。
- 何かございませんか。

(ガイド部会)

- 協議事項(2)の「屋久島山岳部保全募金の新たな入山協力金への移行について」ですが、ガイド部会の通常総会を今月20日に開催して、一応これを議題にしました。屋久島町から示されたこの考え方の基本方針ということで、一応議題として検討した結果です。ガイド部会としては反対するということになりました。本当は、午前中に山岳部利用対策協議会の事務局に要望書を持っていくつもりだったが、作成が遅れて、今日印刷しているので、全員に配って検討していただきたいと思います。

(事務局)

- おっしゃるとおり、ただいま、ガイド部会から要望書をお預かりしました。先ほど協議した結果、タイトルとしては、「入山協力金の制度導入反対に関する要望書」ですけれども、あて先が屋久島山岳部利用対策協議会になっているということになりますので、当協議会としては、お受けいたしかねるということになりましたので、とりあえず御報告いたします。

(ガイド部会)

- ・ それはどこで決まったのですか？

(事務局)

- ・ 今、協議会として、会長と。

(ガイド部会)

- ・ ここが協議会ではないのか。

(事務局)

- ・ 基本的に「制度導入反対に関する」というのは、協議会で議論すべきことではなく、屋久島町の方で入島税等検討会議の方で、決まったことなので、反対要望自体をこの協議会にされること自体が、おかしいという判断です。

(ガイド部会)

- ・ 報告の中で、屋久島町入島税等検討会議は第 6 回で終了ということでした。ですよ。今後のことについては、山岳部利用対策協議会、あるいはレク森、あるいは車両運行対策協議会に検討を依頼するというので、多分、締められた。そのことについては、この会議で検討されていくべきものだと思っている。それでガイド部会としては、観光協会もそうであるが、今の中身では反対である。でもそれについて今後協議しようということですから、ほかのことで協議していただきたいということで、要望書を提出したわけであって、そこを、3 役、事務局あたりで、これを受けるわけにはいかないとされると、あえて山岳部利用対策協議会、本当は屋久島町長に提出すべきである。協議会がないところに、要望書も提出できないし、入島税等検討会議の中では、ガイド部会は構成員ではなかった。我々ガイド部会の 160 名の会員がそういう意見であるということに対して、頭から否定されるのであれば、それはそれでこちらも考えないといけない。ガイド部会の総会の中では、まだキツイ意見があって、キツイ決議事項という話もあったが、それは紳士的にこの会議で協議していくということであるということだから、ガイド部会の趣旨をそこに書いたわけである。それを受け付けられないということであれば、それでもよい。今後、我々ガイド部会として、観光協会としても、この入山協力金に関しては全然協力もできないという結論に至るがそれでもよろしいでしょうか。

(会長)

- ・ 今、ガイド部会長が「入島税等検討会議がもうない」と言われるが、まだある。そこについては、環境政策課長から説明をさせます。

(屋久島町環境政策課)

- ・ 今、ガイド部会長から入島税等検討会議が平成 26 年度の結論、方針を出して、その結果に基づいて、今それぞれの車両運行対策協議会等、それぞれ調整をしながら、山岳部利用対策協議会の方に検討を依頼をするということに進んでいる。本来ならば、この入山協力金という方針を決定した委員の方々がいますので、この入山協力金についての制度導入反対については、筋からすれば、(入島税等検討会議は)解散したということではなくて、今、事務局の方で進めていますこの入島税等検討会議というのは、この行方を検証していくという役目もありますので、それについては、今も山岳部利用対策協議会の方に依頼したものを今ここで議論していただく。少しこの要望書の出すところについては、配慮していただきたいと思う。

(ガイド部会)

- ・ 今の質問の何の答えにもなっていない。入島税等検討会議は今後続いていくのか。私は第 6 回で終わりというふうに、説明資料の中では理解している。それを言っていただければ、入島税等検討会議に要望書の提出先は変更する。ただ、この会議がそれについて協議する場だということだから、観光協

会ガイド部会は、ここに要望書を出している。ここで反対というのも普通の意見でしょ。そうではないですか。そうではなくて、それを窓口で蹴られるというのは、この会議のありようとして、おかしいと思うが、どんなものでしょうか。

(会長)

- ・ ガイド部会長が言う「この入山協力金制度の導入自体に反対する」という要望書である。要するに制度に反対するということは、もう内容を協議するとかそういうことではないのではないか。

(ガイド部会)

- ・ その要望書の中で、頭書きにはそう書いてあるが、中身は具体的にずらっと書いている。今の制度には反対する。これをもうちょっと変えましょう。屋久島の場合は、環境保全募金ということで、定着してきた。観光客の人にもそれですと、荒川登山口ではそうなっている。最初はおめんおめん募金から始まり、トイレ募金で始まったが、それは目的外で取っているということもあって、この会議で環境保全募金ということで、名称を変えましょうと、そうすればいろんなものに使えますと。そういうことでガイドもいろいろ検討して協力してきた。今度それが入山、ましては世界遺産地域の環境保全のための入山協力金ということになっている。これには到底、観光協会もガイド部会も同意するわけにはいかない。だからそういう意味では反対。だから、ちょっと中身を変えるための時間をもう一度、仕切りなおしてくださいということの要望書である。

(会長)

- ・ はい。この要望書の中では観光協会 4 役会議で確認をしたところですよというくだりがあるが、これは観光協会の会長もここにいらっしゃるが、当然入島税等検討会議の中にも観光協会の会長は入ってまして、ガイド部会が入っていませんが、観光協会会長は入島税等検討会議の中で、この制度の導入に対して反対はされなかった。

(ガイド部会)

- ・ それは違うのではないかと。

(観光協会)

- ・ いやいや。入島税等検討会議の中では、一元化をしてほしいとか、そういう意見を常に言ってきて、もう少し観光客の方に幅広く求めるべきではないかという意見も言ってきた。徴収方法もゲートを設けるということでもなく、もう少し気持ちよく納めていただけるようなシステムにならないかという意見は申し上げてきた。ガイド部会の総会に私も参加したが、基本的には昔から協力金に関しての経緯がどんどん変わっていく中で、ガイドの方々からは、いろいろと不信感。もともとは環境整備と言っていたものが、今度はトイレのし尿搬出に特化していくと。そういう経緯の中で、中には協力できないというガイドさんもおりまして、そういう中での今回の入島税という形が、入島税という幅広く求めましょうというシステムを議論しているということで、経過を聞いていたが、それが無理だということになったとたんに、今度は奥岳に関する登山者から受益者負担ということで、徴収をするというのに対して、さらに反発が強まったというところがある。もっとも奥岳の登山のお客様と接しているのは、ガイドさんたちであることから、その協力が得られないとなると、非常に、逆に徴収率が落ちてしまうのではないかとということで、もう少し徴収の仕方、徴収の範囲、目的というものを、再検討してほしいというのが、ガイドの多くの意見だった。それが昨年度の入島税等検討会議の中で最終的にこういうことで行きましょうという結論が出されたのに対しては、これは到底協力できないという意見がガイド部会の中で出された。その思いを伝えましょうというのが、要望書になるわけである。

(会長)

- ・ 入島税等検討会議で詳細まで決めていませんから、大枠を決めて、後はこの山岳部利用対策協議会でいろんなものを決めていこうという、今、ガイド部会長が言われるようなことである。けれども大筋

で、観光協会長も言われるように、し尿に特化をしたり、世界自然遺産地域にしたり、そこから受益者負担をやるといふ、要するに入口の部分で、ガイド部会というのは、これはダメであると言っているのではないか。

(ガイド部会)

- いいか、ダメかといえば、ダメであるが、私が言いたいのは、第6回の入島税等検討会議の議事録は読んでいませんが、第5回の議事録でいくと、いろんな意見が出されている。その第5回の会議の中のまとめたやつが第6回に出した案であるが、あれはどう考えても第5回の会議の中から、あれが結論として出るといふのは、全然理解できない。だから再度協議しなおしてくださいといふのはそこである。第5回までは観光協会の副会長がずっと出ていて、第6回は会長に出てもらいました。最終的には第6回であれに落ち着きましたが、反対もしようもない雰囲気になっている。私たちが言いたいのは、せっかく検討してもらったことには感謝しているが、第1回から第4回までは税の関係、第5回の一回でばつとまとめて、第6回ではいこれでいきましょうと決められたことに対して、例えば観光協会の意見も入っていないし、入島税等検討会議の一般の委員のすばらしい意見があるのも全然入っていないし、それでいいんですかと私は言いたい。だから、再度、もうちょっと時間をかけて、今要望書に書いているのは、観光協会にも時間をください。観光協会で検討委員会を作って、この会議に案を出しますと。そういうことまでうたっているのですけれども、要望書を受け付けないといふのであれば、ここで全部しゃべります。山岳部利用対策協議会に要望書として送っているのですから、それを受け付けないといわれると、会議の意味がなくなる。

(会長)

- しばらく休憩。

< 暫時休憩 >

(会長)

- 会議を再開します。

(事務局)

- ただいま、打ち合わせしまして、要望書をいただいたのが、先ほど、ガイド部会長からもありましたように、会議の直前でございまして、これの処理について検討する時間がなかったといふのは事実です。ということで、内容については、実務担当者会議等で検討させていただきたいと考えております。ただ、少なくとも制度導入反対に関するといふのは、協議会としては、あくまでも入島税等検討会議の方で決まったことについて、先ほどの屋久島町の資料の後ろの方に、だいたい基本方針が示されている。これに基づいて、屋久島町の方から依頼を受けた協議会としては、それに対する反対の選択肢といふのは、これはないのではないかとというのが、基本的な考え方である。だから内容について、いろいろ協議して、この内容について、基本的な事項も含めて、検討することは可能ではないかと考えております。ただ、制度自体に対しての反対についてといふのをこの協議会で議論すべきことではないのではないかと考えています。

(副会長)

- 今、事務局が説明しましたがけれども、今、山岳部利用対策協議会では、入島税等検討会議から受けて、これで協議するといふことで、今日初めて、要望書については受け取ったわけですので、実務担当者会議がありますので、もし必要であれば、ガイド部会の意見も聞きながら、実務担当者会議の方でその意見について、詳しく聞いたうえで、その検討結果をこの協議会の方に報告して、協議してもらおうというやり方ではどうでしょうか。

(ガイド部会)

- 我々は、ガイド部会の通常総会を開いて、時間をかけて決定をしてきた。今おっしゃるのはわかりま

すが、この期間については、何日くれましたか。何日くれましたか。できないではないですか。こんな時間で。第6回入島税等検討会議が終わって、第4回山岳部利用対策協議会で検討をしてくださいということで、先日ありました。それからこの時間というのは、何日ありましたか。大変な問題なんです。大変な問題。それが、たった何日か、1週間、10日くらいしかない中で、我々ガイド部会を招集して、協議していかないといけなかった。それであればこの会議を延ばしてください。今日ではなくて。それで事務レベルでいろんな会議をしましょう。それでないと、時間が1年も半年もあったのであれば、言われたとおり、はい、すみませんと済むけど。ばばっと、3月から時間がない中で、いろんな機関で決定して、ここで意見を言わないといけない。ガイド部会の代表として、来ているわけであって、機関決定なしで、ここで発言することはできない。そんな悠長な事務レベルで云々というようなそんな期間を与えてくれましたか。どうですか。

(事務局)

- 第4回山岳部利用対策協議会を3月26日に開催しまして、約1か月間。基本的にその合意事項として、マスコミ報道等も御覧になっていると思いますが、町としては条例化をするために、だいたいいつぐらいに条例を上程したいということを言っています。それがひとつの方針として決まった以上は、それに向けて実質的にやっついていかないといけない。ということであれば、年度当初のこの協議会を開催し、この場で今後どういう形で、実務担当者会議、あるいは協議会を開催していくということを御同意していただいた上で、それから協議内容について、先ほど町の方から依頼がありましたが、それについて、今後検討していくということで、今日の会議設定をしたわけである。逆に言えば、平成28年4月1日に制度導入をという町の考えもあるので、それに向けてやっついていかないことには、いけないのではないかとというのが、協議会としての考えです。

(ガイド部会)

- 1か月の時間を与えたということであるが、こちらが総会をするのには、それなりの期間が必要ですし、周知して、徹底して。時間が足りませんよ。この制度に反対ということをここで言うのはダメなんでしょうか。我々ガイド部会は、入島税等検討会議に一回も参加させてもらっていないし、観光協会の意見としても、一元化などのいろんなことを言ってきて、その結果、全部採用されないで、我々の意見を反映させる場というのは、どこなんですか。

(会長)

- 入島税等検討会議の中でも観光協会副会長を通じて、ガイド部会の意見を何度もされました。他の委員もそういう発言もありました。しかし、メンバーはたくさんいるわけで、その中でいろんな発言があったわけです。これでいいという意見も当然あった。要するに受益者負担で、入山協力金でやろうという声も大きかったということである。ですから、今言われるように、その少数意見を取り上げなかったということもあるかもしれないが。

(ガイド部会)

- 今、少数意見と言いますが、第5回入島税等検討会議の議事録を読む限りでは、しつこいですが、読む限りでは、第6回に出した事務局案。あれはどうみても考えられない案になっている。冷静に読み直してください。あれはどうしても、事務局のあるいは、2,3人の人があとで寄って決めた案にしか思えないから、我々は反対している。少数意見では決してない。ただ一元化云々というのは、いろいろ森林生態系保全センター、森林管理署の意見がいろいろあったけれども、それについても、一部では検討してはいいのではないかと、いろいろなりながら、今になっている。あの第5回入島税等検討会議というのが、一番意見が活発になされた会議だと思っている。それを受けて第6回に出す議案を事務局が作っています。それはどうしても理解できない。ああいう意見の中から、議案が出たことが理解できない。決して少数意見ではない。それをどう判断するのですか。

(会長)

- 入島税等検討会議というのは、最初に役場の内部でいろんな形で1年半ぐらい検討会をやりました。

それから入島税等検討会議で検討しました。これについては、屋久島町環境政策課長から。

(屋久島町環境政策課)

- ・ この入島税等検討会議という前に、新たな財源の確保ということで、庁内の委員会を作って、その中で入島税についても、議論をしてきた経緯があります。そして、平成25年度に入島税等検討会議を発足して、6回のうち3回は入島税について議論をした。第4回、第5回については、入山協力金の議論をした。そして第6回で委員の総意として、この入山協力金制度の最終方針を出したという経緯がある。ですから、第5回の議論と第6回の議論が整合性がないということではなく、そういう共通の認識をもって、入山協力金についての基本的な方針を出したということである。これは第6回で出された入島税等検討会議の意向が、今後この山岳部利用対策協議会等のそれぞれの協議会で検討されていく。基本的な部分についての反対意見が出るということは、今のところは、内容についての御意見ですけれども、前向きに検討していくということが、そのスタンスなので、それについては、山岳部利用対策協議会の事務局からありましたけれども、協議会の場を通じて、議論をしていくということで、理解していただきたい。

(会長)

- ・ 他の委員の方の意見を。この場で要望書をどうして取り上げてやるのか。それともどうするのか。ちょっと他の委員の方々のお聞かせ願いたい。

(県自然保護課)

- ・ ちょうど私も着任が4月なので、第5回と第6回の入島税等検討会議には出ていませんが、議事録は目を通させていただいて、その中でかなり、特に第5回については、おっしゃるとおり、様々な観点から議論されているという認識はしています。あれだけの議論がされていますので、一言ではまとめられませんけれども、ただ皆さんの議論としては、長期的な理想像というのが一つあるなど。それについては、ちゃんと今後も問題意識をもって関係者が関わって検討する必要があるだろうという話と。やはりこの利用者負担の推進ということについては、喫緊の課題として、それはそれで進めていかないといけない。そういう流れの中で、第6回の結論が出たというのが私が議事録を読ませていただいた範囲での受け止め方です。もちろん違う受け止め方もあるかもしれませんが。その中で、第5回までに出されたいろんな御意見も踏まえて、第6回について、大きな方向性について、検討会の最後の議論の中で同意をして、それについて、こちらの山岳部利用対策協議会の方に課題が下ろされたという認識でいます。その合意については、さきほどの話でもございましたけれども、観光協会が理想像というふうにご考慮される場所とは違う結論になった部分もあると思いますが、利用者負担を進めていくという、税以外の方法で進めていくという大きなところについては、合意がされたうえで、今後この協議会の中でどういう形で具体化を進めていくかということだと思います。そういう意味では、前回、第6回の入島税等検討会議での結論を一言一句たりとも、後ろに戻して議論してはいけないということではないと思います。けれども、そうは言ってもそれを前提としながら、今後具体的な作業を進めていくということを考えたときに、現実的に考えれば、この山岳部利用対策協議会なりこの下に設ける実務担当者会議の中で、改めてガイド部会としての問題提起もさせていただいて、議論していくというのがいいのではないかと。観光協会の中に検討会議を立ち上げるということについては、観光協会としての意思決定の方法として、そういう場を活用されるというのは一つの方法としてあると思います。それはそれとして、やはり私どもは、これまでの経緯を踏まえて、ガイド部会にも参画させていただいて、実務担当者会議の中で、具体的な議論をしていくというのがいいのではないかと考えています。

(会長)

- ・ はい。ありがとうございます。他の委員の方は何か御意見はありませんか。今県自然保護課長がおっしゃったのは、今日ここでこれをやるのではなくて、要するに実務担当者会議の場で議論して、またこの場に出すというような手続きがいいのではないかとということなんですよ。

(観光協会)

- 第5回までの議論は、自分も出ていなくて、第6回の最後で出たが、第5回までの議論からやっぱり、ガイド部会長が言うように、第6回目の結論がこれなのかという驚きが確かにありました。それでも決まったんだ、これで行くのだというふうに言われてしまうと、議論の余地がなくなってしまうので、これから具体的にどうするか、進めていくかということを出岳部利用対策協議会で詰めていきましようという話でしたので、だったら、こちらでひとつひとつもう一度検討していただいて、あの文面どおりではなくて、そこは変更も可能なんだということがなければ、もう今後、既に第6回で決めたことが粛々と進められていくんだということでは、ちょっとガイド部会は納得できないと思う。ガイド部会長が言うように、第6回で提出されたものに対して、ガイドがしっかり議論する時間がなくて、でもガイドの皆さんも非常にこれは重要な問題だととらえていて、議論をしたいということですので、それが要望書という形に表れている。制度そのものを廃止してしまえというのは、乱暴かもしれないので、じゃあ具体的にどうするかというところで、もう少しガイドの現場の意見を入れていただきながら、よりよいものにできる場がここなんですということであれば、今後いろいろと議論していきたいと思っています。観光協会としての意見はどうかと言われると、実はこの問題について、議論しているのはガイド部会だけである。他の会員の方と議論する場というのは全く設定できていない。それは観光協会全体として、この議論はしていかないといけないと思います。やはり、最前線のガイドの意見というのは非常に重要ですので、そこは重きをもってとらえていただきたい。

(会長)

- 他に御意見はございませんか。

(ガイド部会)

- 誤解を解くために。受益者負担でお願いするというのに反対しているのではなくて、ましては、保全募金でも約40%の収受率で、赤字になることは見えている。昨年は県の屋久島事務所とか屋久島町の人が一生涯懸命頑張ってもらって、大口募金をお願いできたからいいものの、実際は赤字なんです。だからこれは必要ということは、我々ガイド部会も考えているし、それを方法として、もうちょっと、基本は観光客からもらわないと1円も入ってこない。今の体制では。ただ、根本からいくと、施設管理者、設置者が予算を組むのは当たり前なわけである。それも一部お金をいれているが、それが財源的にできないから、観光客の方にお願ひしましょうということになっている。我々ガイド部会も観光客に説明するに当たり、今の名目だったり、内容だったら、なかなか説明ができない。基本は観光客に理解してもらわないといけないことであって、いくらこの会議とか入島税等検討会議で決めたからといって、観光客目線を無視したそういう決め方の文言をしても、基本集まらない。だから、そこをもうちょっと理解していただけるような中身。やはり入山協力金よりは環境保全協力金と言った方が一般の人はものすごくしましよとなりますよ。そういうものも含めて、その要望書の中には、冒頭のそのシステムに対しての反対という、それだけをとって、ここに提出しないということであれば、そこは変更してもいいが、もうちょっと検討してください。

(会長)

- ですから、今日ここでこれをやるのではなくて。

(ガイド部会)

- 要望書では時間をくださいと言っている。観光協会では。再度、我々も協議して色々と代案を出しますので、時間をくださいということで、提出しています。最初の要望書は、今、入島税等検討会議で決まった1項目から6項目まで、全部1項目ずつ書いていたが、それは云々だから、もうちょっと時間をください。ガイド部会だけではなくて、観光協会の中に、いろんな部会がありますから、そこを含めてやりましょう。やってみんなでガイド部会だけではなくて、観光協会みんな、呼びかけましょうということにしましょうということで、要望書を出している。それをみんなに配って中身を確認してもらって、それから結論を出してもらえばよいのではないかな。それ以上は話になりませんよ。ガイド部会を代表して来ていますから。

(会長)

- ・ そういう言い方をされると、160人全部がそう言っているのですか。

(ガイド部会)

- ・ 違う。それを言ったらダメですよ。

(会長)

- ・ だから、会議というものは、そんなものではないですか。決まったら、民主主義というのは、そういうふうに進んでいくわけじゃないですか。

(ガイド部会)

- ・ それは分かるけど、第5回の会議の中身からの検討結果を踏まえた第6回案ではない。どう考えても、冷静に考えても。皆さん全員、第5回の議事録を読んでみてください。それと照らし合わせて、第6回に出したのが、本当に第4回、5回で協議された中身と、誰が見ても、いいなど、そうだな、間違いのないという議案になっているのであれば、何も言いませんよ。そこには観光協会長も入っていますから。だけど、そうではない。そこを言いたい。だったら、もうちょっと時間をかけて、仕切りなおして、やったらどうですか。大事な問題ですから、お金が集まらないと大変なわけじゃないですか。

(会長)

- ・ みんな入島税等検討会議の委員も重大な会議だから、時間をかけて色々な協議をしてきたわけですから、先ほど、観光協会長がちょっと言いましたけれども、ガイド部会というのは、山岳部では非常に重要な位置を占めているかもしれませんが、全体的に他の関連する部会、観光協会の全体の意見というか、そういうものも観光協会長が言われるように、今、ガイド部会はそうですが、宿泊、交通そういうものがどういう意見なのかということも、また大事なことではないか。

(ガイド部会)

- ・ だからそこまで含めて、屋久島観光協会の組織を含めて、恥を言うようなものですけれども、ほとんど各部会、協議されていないのが現実である。でもガイド部会はずっと何年も一生懸命やっている。今年、観光協会は、あのようなことがありましたから、組織を強化し、いろいろ検討していこうということで、今回の問題については、ガイド部会だけではない。宿泊もレンタカーもみんな関係するよ。だから、4役会議の中では、ガイド部会全体で組織をつくって、この問題をもう1回協議して、代案を出しましょうという結論に達しているわけで、そういう機会を与えてくださいということをお願いしている。それもダメということで、受け付けないということであれば、受け付けないでいいではないか。

(事務局)

- ・ 一応、屋久島町の方から、町の資料にもございますとおり、平成27年8月中旬までに、次の事項について検討してくださいという依頼が来ています。これをそれなりに重く受け止めないといけないということですので、これについて、また実務担当者会議でこの期限を延ばすかどうかについて、やるよりも、ここ自体がどの程度まで、この期限が厳守しないといけないかということによって、その時間の取り方がちょっと違ってくるのではないかと考えている。今、現在、8月中旬までに次の事項について検討いただきたいということをしてきているので、これについて今後どのように進めるのかということについては、一応、こちらとしては腹案をもってきてはいるが、ただこの期限が延ばされない限り、逆算していくと、ある程度の時間というのがタイトになってくるというふうに考えている。

(ガイド部会)

- ・ 結論ありき、日にちありきで話を決めるような問題ではない。するのであれば、してもらっても、ガ

イド部会としたら、これで決定してやるのであれば、やってもいいですよ。どうぞ。ガイド部会は全員協力しません。本当はそこまで議決しましょうということだったが、一生懸命耐えて耐えて、いやそうではなくて、時間をもらって再度協議するということ、要望書に入れますから、それで同意をくださいということで、私は会議を締めた経緯がある。そこで受け付けられない、はい、これで行きましょうというのであれば、それでいいですよ。どうぞ。あとは協力できません。組織としては、個人のモラルに任せるしかない。以上です。

(副会長)

- ・ ガイド部会というか、観光協会の、出されている要望書は今あるが、代案的なものをまとめるのには、どれくらいかかると考えていらっしゃるのですか。

(ガイド部会)

- ・ 今から忙しい時期になるので、6月はちょっと時間がとれるが、お願いしたいのは、今までずっと延び延びになってきているわけですから、この件については、町長がお願いして、ぱっぱと進んで、それはありがたいと思っている。もうちょっと時間を延ばして、今年なら今年いっぱいとか。来年度から、平成28年度から導入しようという考え方であるわけですから、今年中に決めたらよいのではないかと。

(会長)

- ・ 平成28年の4月1日から導入すると仮定をした場合、周知期間というのがありますから、いろんなところに周知するためには、5か月から6か月は必要だということらしいです。

(ガイド部会)

- ・ それは分かっています。

(会長)

- ・ ですから、逆算をすると、もう日にちがない。

(ガイド部会)

- ・ であれば、平成29年度からでもいいじゃないですか。何も炯々に今年決めなくてもいいじゃないですか。もうちょっとコンセンサスをとって、いろんな意味でコンセンサスを取るべき。中途半端でスタートしても絶対成功しない。私はガイド部会だけのことを言っているわけではない。観光協会全部、宿泊にしても、何にしても、観光協会に携わる人がみんな同じように言わないと協力してもらえない。今までも、宿にしても、募金をしなくてもいいよという人もいる。そうではなくて、一丸となって、屋久島の環境保全のために、頑張りましょうというのを、観光協会全体で、認識するのも必要だから、そういう意味では全体で会議をやっていきます。再度協議させてくださいとお願いしている。ガイド部会だけの問題ではない。

(事務局)

- ・ ガイド部会長のおっしゃること重々承知していますが、先ほどから申し上げますとおり、屋久島町としては、そういうお考えをもっていますので、当協議会として、それに対して反対というところではないような気がしています。多くの方々が、参加された入島税等検討会議の中で方向付けというのが決まったというふうに伺っていますので、その委員の方々の意見を反映されて、この協議会にきている。そうした時に、それについて、またリセットして、もう一回やり直しましょうと。やり直すというか、どこまでするか別にして。それというのは、ちょっと私は違うのではないかと考えています。ですから、当協議会としては、そのところを、検討するのではなくて、入島税等検討会議の方で、決まったことに対して、この協議会に町から依頼があった。そこについて我々はやっていくべきではないか。それを今更、その上に帰って、どうなんだと。そこをもう一回やり直すと。例えば、平成28年度から導入するというのを、とりあえず全員の委員の合意形成の下で、決まった以上は、そ

うするというのは、協議会の立場としては、それに向かっていかざるを得ないというふうに考えています。

(ガイド部会)

- ・ 水掛け論になるから言いたくはありませんが、第4回、第5回の協議内容から第6回の議案は、みなさん多分議事録を読んだと思いますが、関係しているから。決定事項だから決定に従えというのであれば、従わないといけないと思います。でも、どうしても常識的に考えた時にも、第4回、第5回で協議された議案が第6回の議案だと理解できないので、中身的にどうにかできないでしょうかと言っているわけであって。

(会長)

- ・ ガイド部会長。この会議でいくら言ったところで、結論は出ないわけですから。

(ガイド部会)

- ・ すみません。ただ、入島税等検討会議の方は、もう終わりだと理解していたが、さっきあるという話でしたが。

(会長)

- ・ ですから、山岳部利用対策協議会でガイド部会長からこういう意見がありましたということは、入島税等検討会議に伝えることは可能だと思います。

(ガイド部会)

- ・ 入島税等検討会議は今後も継続されるということですか？そこが問題なんです。そこがあるのであれば、要望書を入島税等検討会議の方に出す。多分終わったということで、結論付けていると思う。あとは全部各協議会に任せるということで、入島税等検討会議は締められていると思うが、私の解釈違いであれば、まだ今から続くのであれば、そちらの方に要望書を出して、変更なり、再考していただくと思う。

(屋久島町環境政策課)

- ・ 私が言ったのは、入島税等検討会議が継続して、平成27年度も今予算を計上しているということではなくて、入島税等検討会議の委員の方々がこの山岳部利用対策協議会に依頼するという結論を出して、今この場がある。

(ガイド部会)

- ・ それはわかっている。

(屋久島町環境政策課)

- ・ 入島税等検討会議は、結論を出した時点で、協議会に預けるという形になっているということを行っている。

(ガイド部会)

- ・ 無くなったということでしょう。

(屋久島町環境政策課)

- ・ それは検証とかそういったことは行うが、会議というのは今後はなく、平成26年度で一応終わっている。

(ガイド部会)

- ・ 入島税等検討会議は継続されてあるのかどうかだけ、教えてください。検証云々というのは、どうい

うことですか？あるのか、ないのかだけ教えてください。無ければ、私は無いと判断したから、ここで協議するから、ここに要望書を出したわけであって、そこがあるのであったら、再度そこに要望書を出して、ガイド部会、観光協会はこういう検討をしてきたけれども、どうもこうこうということで、また出しなおります。そうするとこの協議会とは関係なくなる。会議があるかどうかだけ、教えてください。

(事務局)

- 基本的に入島税等検討会議というのは、屋久島町の方で諮問されたというふうに伺っていますので、それが、3月31日で一定の結論をみて、お出しになったというのは御承知だと思います。その後は、条例化に向けて屋久島町の方でその事務をされるので、基本的には屋久島町の方で引き続き、されるものだというふうに認識している。

(ガイド部会)

- 事務的にはわかる。

(事務局)

- 事務的ではなくて。

(ガイド部会)

- 入島税等検討会議が終わって解散したのか、この山岳部利用対策協議会の会議、レク森協議会の会議、車両運行対策協議会の会議を受けて、再度変更する形があるのかどうか。もう会議が無いというのであれば、我々が意見を言うというのはこの場しかない。そこをはっきりしてくださいというだけのことです。

(屋久島町環境政策課)

- 今、入島税等検討会議があるかないかということで、この会議については、平成26年度をもって一応、解散ということの結論は出していませんが、これが今後、その必要があれば、入島税等検討会議もまた屋久島町がこれをフィードバックした時には、そういう検証する意味ではある。

(会長)

- 入島税等検討会議はまだ生きているという意味なのか？あるのか、ないのか？まだあるということなのか？

(ガイド部会)

- あるのか、ないのかを聞いている。中身ではなく。

(屋久島町環境政策課)

- 会議があるのかどうかという話でしたから、それは平成26年度に一応終わりましたから、

(会長)

- 入島税等検討会議自体あるのか？存続しているのか？

(屋久島観光協会)

- 今、入島税等検討会議の方から、山岳部利用対策協議会にこういう検討依頼事項がある。ここで検討されたことが、例えば、第6回の入島税等検討会議で出されたものに対して、金額のことであるとか、ここで検討することによって、変更されていくということは可能なのでしょうか？ここできちんと、ガイド部会等の意見も入れることによって、第6回で出されたものが、若干の修正が加えられるということであれば、この場が議論の場になる。

(会長)

- ・ 金額についても、1,000円から1500円とか、大まかには決めているが、そういうものに対しては、個々の場で決めていくということです。そういう理解でよいと思います。

(ガイド部会)

- ・ 金額だけなのですか？

(会長)

- ・ いやいや。今分かり易く金額のことを言っただけである。

(ガイド部会)

- ・ くどいようだけれども、入島税等検討会議は終わりであるというふうに理解している。

(会長)

- ・ この協議会が依頼を受けているから、ここに出たものはまた返さないといけない。そこが無いと返し方がない。

(ガイド部会)

- ・ そういうことであれば、生きているということですか。

(会長)

- ・ そういうことじゃないでしょうか。依頼を受けても依頼元がなくなるということはない。

(副会長)

- ・ 協議会の意見として、まとめて町に返すことになる。

(ガイド部会)

- ・ そのことをはっきり言ってもらえさえすればよい。

(事務局)

- ・ 事務局としての考えは、入山協力金に関する基本的な考えというのがありまして、検討依頼事項というのが出てきています。の中で、幅をもたせてある部分とそうでない部分というのがあると思います。それをすべて変えるというのは、基本的にできないのではないかと思います。ですから、入島税等検討会議から依頼された基本的な考えを基にして、これを山岳部利用対策協議会で依頼のあったことについて、検討・協議をしていく。それをまた、この会議で諮って、入島税等検討会議に返すべきではないかというふうに考えています。内容をすべて向こうから言われたとおりにするのではなくて、幅がある部分というのが、この会議に委ねられている部分がありますので、こちらの方でそこを検討していくというふうに考えている。

(ガイド部会)

- ・ 例えば、屋久島町長から入島税等検討会議に諮問して、そこで議論してもらって、その結果を屋久島町にこうでしたということを出したということは、その会議は通常そこで終わりではないのか？後は屋久島町長がいろんなことでその答えを出すということではないのか？また、ここで議論したことを入島税等検討会議に出して、検討してもらおうということなのですか？かなり違うと思うが、どうなんですか？

(屋久島町環境政策課)

- ・ 今依頼しているのは、「屋久島町長 荒木耕治」であって、それを町の方に返す。

(ガイド部会)

- ・ 質問にちゃんと答えてください。わかりやすく。屋久島町が諮問をした入島税等検討会議が結論を出して、屋久島町長にその結果を答申したわけで、それをもって、屋久島町長が、それを尊重して、基本的な考えとして、屋久島町長からこの協議会に依頼した。当然、ここで協議した結果というのは、最終的にはどうなるかわからないが、町長が判断して決定していくということであって、それを、入島税等検討会議をまた開催するという事ではないのではないか。

(屋久島町環境政策課)

- ・ それはないです。

(ガイド部会)

- ・ さっきから、それがあのような言い方をしているのではないか。無いとするならば、我々が意見を言えるのは、ここだけではないですか。だから要望書を出します。出して、100%通せと言っているわけではない。ここで協議してもらって、屋久島町の方針どおりがよいということで決定されれば、それでよい。でもその前に、門前払いをされたから、違うのではないかとやっている。先ほどの入島税等検討会議が今後もあるのであれば、我々はその場にいろいろな意見を出しますが、それが無いのですから。ここで話をせざるを得ない。

(会長)

- ・ 門前払いをしたわけではなくて、ガイド部会長が今こんなものを出してきて。

(ガイド部会)

- ・ 私が出したのではなくて、ガイド部会長が出した。個人ではない。機関決定をして出したものである。

(県自然保護課)

- ・ 一番わかっていないはずの私の理解を御説明させていただき、おかしければ御訂正いただきたい。先ほどの入島税等検討会議が今どうなっているかという話でいうと、理解としては、入島税等検討会議というのは、解散の手続きはとっていない。入島税等検討会議の会長は、町長。入島税等検討会議からこの協議会が検討を依頼されたということなので、ここで出た結論は入島税等検討会議に返すのだけれども、その時に会議を開催するとは限らない。それは町長に御報告をするという手続きで、足りるというふうに屋久島町では思っている。今、論点になっているのは、入島税等検討会議の結論がこの協議会に下ろされて、その中でいろんな議論を具体的にしていくのだけれども、入島税等検討会議の第6回で出た結論については、びた一文も動かしていけないという前提にここにいる皆さんが立つのか、それともガイド部会の議論を踏まえて、もちろん入島税等検討会議に観光協会が入っていたけれども、やはりもう一度、そこについて改めて議論したい部分があるというところについて、ある程度の議論の結果、変更があるということも前提として、今後、この協議会で議論を進めていくことができるかどうか、その結論が出れば、入島税等検討会議を開くか開かないかということは本質的な議論ではないと思います。私の理解で間違いがなければ、今後この協議会でガイド部会の意見も尊重しながら議論をしていくべきだと思います。

(会長)

- ・ 今日、いきなり要望書が出てきたので、今日議論をやるのではなくて、そう言うとさっきから時間が無いとガイド部会長は言うが。いずれにしても、一応これを受けて、事務局で新たに日程を組んで、この出てきた要望書等に関して、協議をしていくということで、ガイド部会長、それでよろしいでしょうか？

(ガイド部会)

- ・ 多分、観光協会の全体会を開催しても、今の内容ではみんな「NO」と言うと思う。やっぱり、名称は入山協力金ではなくて、環境保全協力金と変えた方がよいと言っている。もう一つは、世界遺産地域に登録された奥岳の環境保全に充てるとなっている。奥岳の環境保全に。世界遺産地域だけを保全し

て、あとのものはしないのかというふうにみんなそう思っている。ただ、説明ではいろいろあったが、公に出て行くと、全部そうになってしまう。そうではなくて、1周道路の前岳より上は全部奥岳というのが昔からの考えである。だから、屋久島の山岳部の奥岳の環境保全に充てるということの趣旨の方がみなさんにPRもしやすいと我々は思っている。そういうものも含めて、中身を検討させていただきたい。観光協会としてである。それを出して、ここで、第6回で決まったとおりの方がよいのであれば、それでも別に構わない。それを否定するつもりでもない。ただ、そういう協議の場のためにもう少し時間をください。

(環境省)

- ・ 屋久島町環境政策課の説明資料でちょっとわからないところもあるけれども、おそらく屋久島町入島税等検討会議の会長である町長が山岳部利用対策協議会に対して検討を依頼したという形になっていて、この資料の表の内容を見ると、テクニカルな詳細な部分についての検討というのを主として、検討をお願いしているのかなと理解しています。資料の裏面の基本的な考えというのがあって、そこには、第6回の会議で決定した基本的な考えが1から6まで、例えば目的とか、名称とか、それ以外にもあるかもしれませんが、例えば名称とかをこの協議会で検討することなのかな？と思っているが、県自然保護課長がおっしゃるように、観光協会が内部で検討されて、この協議会での検討の中で出させていただいて、議論して、この協議会として、入島税等検討会議にお返しする部分と、協議会で検討して入島税等検討会議にお返しするものではないものもあるのかなと思っている。そこを確認した上でやらないと、ガイド部会が言われるような、名前がとなると、これは屋久島町長が設置した入島税等検討会議の中で決定をしたものですから、その名前を変えられるのは、入島税等検討会議なのかもしれませんし、その検討会議を設置した屋久島町が考えるところなので、この協議会で名前がどうのこうのとかではなくて、屋久島町さんの方で条例を作る時に、考えるものなのかなと思います。基本的な考え方の中のどの部分が協議会で検討を依頼されているのか、基本的な考えなので、考え方の筋、背骨になる部分が示されているもので、その背骨以外の肉付けの部分の検討をこの協議会で求められているとするならば、それがどの程度の範囲のものなのかというところを、早急にはっきりさせた上で、時間を観光協会に差し上げるなら差し上げて、その上で、こちらの協議会で8月の終わりまでに、ぱっとやらないといけないのではないかと思います。

(会長)

- ・ ありがとうございます。

(環境省)

- ・ 名前は、入島税等検討会議がこちらの協議会に考えてくれというのは、全く頼んでいないのですよね。

(会長)

- ・ 名称はですね。はい。

(屋久島町環境政策課)

- ・ 今、ここに骨子の検討事項についてということで、8月中旬までにこの事項について検討していただきたいということがあつた。この中で、3の「新たな入山協力金制度の詳細な検討について」ということで、9項目を依頼している。より具体的な幅のある議論をしていただいて、その結論を実務担当者会議でも議論していただきたい。そういう依頼の内容となっています。

(環境省)

- ・ この検討事項について、資料の表の一つ一つを、裏の基本的な考え方についてのここですよということをはっきりさせていくと、どの部分が、どの部分について、考え方に肉付けをしていって、具体的に議論をして、返してほしいかということが分かるということですよ。その上で、私がわかりづらかったのは、3ではなくて、1と2が意味するところが、ちょっと若干わかりづらい。「山岳部保全募金が新たな入山協力金に移行することについて」というのは、これについて、この書き方だと、

いいのか悪いのかということまで含んで検討すればよいのか、どういうふうに移行していくのかということを考えるのか、ちょっとわからない。みなさん以前から関わっている方ばかりなのですが、私は来たばかりなので、まだ理解が全く十分ではないので。2つめの「一元化に向けた調整について」ということも、確か入島税等検討会議の資料の中には、森林環境整備推進協力金との一元化は今の段階では難しいかなというようなことがありましたけれども、マイカー規制の方の協力金の一元化のことだと思いたすが。

(屋久島町環境政策課)

- ・ 1と2については、これまで山岳部のし尿搬出のための山岳部保全募金という目的がありましたが、それを新たな入山協力金の使途・目的として、新たな制度をスタートさせるということから、その使途についても、し尿搬出だけに限らず、山岳部の環境保全・保護のための使途ということで、結論が出されている。そういったことについても、新たな制度をスタートさせるに当たって、募金制度を新たな入山協力金制度に移行させるということについて、検討していただきたいという意味です。

(環境省)

- ・ 今の協力金と新しい協力金の目的とか使途とかあって、それを突合させると、ぴったり合わない部分があったりして、そのすり合わせ、論理的なすり合わせもそうであるし、実際の運用のすり合わせという意味ですかね。移行作業。

(屋久島町環境政策課)

- ・ そういう意味では、これまでも、し尿搬出のための募金というのがあって、そういったものから、新たな制度を受益者負担として、制度をスタートさせるということからの、募金制度もこの入山協力金制度として、移行していく。その制度を移行できるかということの検討をしてくださいということである。

(環境省)

- ・ どうしたらスムーズに移行することができますかという意味ですか？

(会長)

- ・ ここで、休憩を取りたいと思います。

<休憩 (15時～15時15分)>

(会長)

- ・ それでは、休憩前に続きまして、会議を開きたいと思います。先ほどから出ています屋久島山岳部利用対策協議会に対して、観光協会ガイド部会から要望書が出ていますので、今日ここで協議することではなく、委員の皆さんに今その要望書をお配りをしますので、お目通しください。次の時に意見をください。今日、委員に配ってもらって、実務担当者会議で、ガイド部会も入っていますので、そこでガイド部会長が種々説明をしてもらって、この協議会に返してもらって、また議論をするということで、いいですか。

(ガイド部会)

- ・ それで、いいです。門前払いされるよりは、こちらの方がいいです。

<ガイド部会からの要望書を各委員に配布>

(会長)

- ・ そういうことでお願いします。

(ガイド部会)

- ・ 今、入山協力金の移行についてというのが一番に書いてありますが、移行に反対というふうに、ここに出せばよかったのかなと反省しています。それと一緒にです。

(会長)

- ・ それでは、しばらく、要望書をお目通しください。皆さんが読んで、また事務局の方に、次の実務担当者会議までの間に、みなさんの意見等をお聞かせ願えればいいかなと思います。

<しばらくの間、各委員が要望書を読む>

(会長)

- ・ それでは、委員の皆さんにお諮りをしたのですが、今この要望書の文書についての取り扱いをどのようにしたらよいか、委員の皆さんにお伺いしたいと思います。

(県自然保護課)

- ・ かなり本質的なところに関する論点も含まれていると思いますし、今後議論していく必要がある具体的な中身も含まれていると思いますが、当然ながら、これだけの大きな話なので、今日のこの協議会の中で具体的な議論をすることは実質的には不可能だと思います。第6回まで行われた入島税等検討会議については、一定の結論が出ていますが、その結論については一定の尊重をしながら、かつ、その結論については、全く今後変更するというを前提としないという立場には立たずに、ある程度の疑念を持ちながら、この協議会若しくは協議会の下に設置する実務担当者会議の中に、観光協会、ガイド部会にも参加をしていただいて、具体的な議論をこれについてもしていくということが現実的なのではないかと思います。

(会長)

- ・ 今、県自然保護課長から意見が出ましたが、他の委員の皆さんはどのようにお考えですか。今出たような取り計らいでよろしいでしょうか。他のみなさん。よろしいでしょうか。

<賛同の声あり>

(会長)

- ・ それではそのようにしたいと思います。それでは、(1)と(2)の協議事項の中でその他に委員の皆さんが何か御意見、御質問等があれば出していただきたいと思います。
- ・ それでは無いようですので、協議事項の(1)はこれでよいと思いますが、協議事項の(2)に関しては、今申し上げましたとおり、実務担当者会議で議論して、再度この協議会で議論するということがよろしいでしょうか。

<賛同の声あり>

(会長)

- ・ はい。そのように進めたいと思います。それでは、第1回実務担当者会議の開催については、5月中旬を目途に開催したいと思いますが、平成28年度からの入山協力金制度の導入に向けては、関係機関の調整をしたいと思います。

(3) その他

(会長)

- ・ それでは、「その他」の協議事項に移りたいと思います。まずは、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

- ・ お手元の参考資料2のP4をお開きください。平成27年度縄文杉ルートにおける携帯トイレブース設置にかかる取り決め事項ということで、設置理由、設置主体、設置場所、期間等について、このようにしたいということをお願いしています。設置場所について、現在、小杉谷小学校跡地、それから大株歩道入口手前のトロッコ転換地点及び大王杉手前植生保護デッキ近くの資材置き場の3箇所とするというふうになっています。実際、この大株歩道入口手前のトロッコ転換地点については、トロッコの転換地点の奥のところに携帯トイレブースを設置しているが、トロッコが転換できない状況になっています。屋久島森林管理署からこの携帯トイレブースについては、できたら撤去していただき、本来の目的であるトロッコの転換地点として使用させていただきたいという御要望がありました。それについて、皆様方の御意見、そういうふうにしてもよいかどうか、協議してほしい。トロッコを転換しないと前進で行ったトロッコが後ろ向きに首を90度曲げて、運転しないといけないということで、非常に危険なので、できたらそこで転換をしたいということです。人命救助等のために年に何回か実際にトロッコを使われているということが現状にあります。

(屋久島森林管理署)

- ・ 補足させていただきます。以前の山岳部利用対策協議会でも少し触れさせていただきましたが、年間そうたくさんはないのですが、平均すると出勤が5,6回あります。屋久島南分遣署等から要救助者の救助要請でモーターカーを使う場合があります。その場合は、今お話がありましたように、90度ではなく180度頭をひっくり返して、運転しないとイケません。それは非常に運転しづらい状況にあります。安全に要救助者を運ぶためにも、是非その転換点で前進で移動できるような本来の形にできればよろしいと思っています。それを是非復活させてほしいと思っています。ちなみに前回も御助言いただきましたが、それほど携帯トイレブースを使われる頻度も多くないというところもありましたので、その点も御理解いただいて、その転換地点を復活させていただきたいと考えています。

(会長)

- ・ 今、説明がありましたことに対して、何か御質問等があれば出してください。

(ガイド部会)

- ・ 今の場所に携帯トイレブースを設置する時に、いろいろと検討して、長く転換地点を使っていないから今後も使わないだろうという中で、設置をした。今、森林管理署長が言われるように、必要であれば、今の場所であれば、トロッコの終点から遠いため、携帯トイレブースとしての使用頻度が低い。あれがトロッコ道の終点のそばにあれば、かなり使用頻度は上がると思う。場所が確保できるのであれば、移動した方が、同じ設置する中でも使用頻度は上がると思う。

(会長)

- ・ とりあえず今のところは、森林管理署長が言われるように、トロッコを安心して運転するために、今のところは撤去したいということですので、それは皆さんで了解していただくということでしょうか。

<賛同の声あり>

(会長)

- ・ ありがとうございます。

(事務局)

- ・ すぐGWが迫っているということと、もうひとつは、チラシ等で既に場所について、皆さん方に周知しているということがあるので、いつ撤去するかについては、またお話をさせていただくという方向でよろしいでしょうか。

(ガイド部会)

- ・ 場所を変更するということが多分前提になろうかと思うので、今のトロッコの転換地点をすぐ使のかどうか、何年もバック前進で行っているのが現実であるので、安全面を言うと今森林管理署長が言われるとおりでと思う。GW など携帯トイレブースが無いことには、トイレが混雑するので、どこか場所を代えて。

(会長)

- ・ GW とかそういう時は今のままで、そういう時期を過ぎてから、どこかよりいい場所を見つけて移設をするということ。

(事務局)

- ・ 先ほど、会長からありましたとおり、第1回実務担当者会議を5月中旬ぐらいに、日程調整してやりたいと思っていますので、その場で今の件については、協議させていただきたいと考えています。よろしくをお願いします。

(会長)

- ・ 他の機関の方々は何かその他でお知らせ事項とかありませんか。

(ガイド部会)

- ・ 先日、環境省、林野庁、屋久島町、一緒になって、花山歩道から永田岳、宮之浦岳、そして淀川まで登山道の調査に行きました。念願であったそれぞれの全組織が集まって、協議・検討したことについては、非常にありがとうございました。ただ、県が時間的なものがなくて参加してくれなかった。今後、この協議会になるかどうかわかりませんが、登山道が相当荒れている。永田岳から鹿之沢が。屋久島の自然遺産を守るという意味から、何か検討する場を設けてほしいという要望です。

(会長)

- ・ 登山道のことです。

(ガイド部会)

- ・ はい。登山道です。

(会長)

- ・ はい。それは要望としてお受けしたいと思います。他にございませんか。それでは無いようですので、本日予定していた協議事項はすべて終了いたしました。本日の会議を終了したいと思います。